

令和5年度

香川県薬物乱用防止教育  
推進資料

香川県教育委員会

令和5年度

香川県における薬物乱用防止教育の現状について

香川県教育委員会事務局  
保健体育課

## ◆ 説明の概要

1 薬物に関する事件等から

2 薬物乱用防止に関する施策等から

3 香川県における薬物乱用防止教室の開催状況

4 薬物乱用防止教育に関する事業等

## Ⅰ 薬物に関する事件等から

### 香川県における中高生の覚せい剤事犯検挙者数

区 分	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
未成年 人 数	1	1	4	0	0	0	0
中学生 人 数	0	0	0	0	0	0	0
高校生 人 数	0	0	0	0	0	0	0

(香川県警察本部少年課資料より)

○**検挙された中・高校生はいない。**

(検挙されているのは有職少年・無職少年)

## Ⅰ 薬物に関する事件等から

### 香川県における中高生の大麻事犯検挙者数

区 分	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
未成年 人 数	0	2	2	0	2	9	12
中学生 人 数	0	0	0	0	0	0	0
高校生 人 数	0	0	0	1	0	1	2

(香川県警察本部少年課資料より)

○**未成年・高校生の検挙人数は、増加している。**

## 1 薬物に関する事件等から

# 大麻事犯が急増!

- 他人事ではない!
- 薬物乱用に関わる子どもが出ないようにしていくために、  
「薬物乱用防止教育の充実を！」

## 2 薬物乱用防止に関する施策等から

薬物乱用の根絶

国

- ◆ 第五次  
薬物乱用防止  
五か年戦略  
(平成30年)

◆ 学習指導要領

県

- ◆ みんなでつくる  
せとうち田園都市  
・香川 実現計画  
(令和3年)

## 2 薬物乱用防止に関する施策等から

第五次薬物乱用防止五か年戦略(抜粋)平成30年8月 より

### 【薬物乱用防止教室の充実強化】

薬物乱用防止教室は、学校保健計画に位置付け、すべての中学校及び高等学校において年1回は開催する。

地域の実情に応じて小学校においても開催に努める。

## 2 薬物乱用防止に関する施策等から

学習指導要領における「薬物乱用防止」に関する内容

### 【小学校 学習指導要領解説 体育編(P157)】

薬物乱用については、シンナーなどの有機溶剤を取り上げ、一回の乱用でも死に至ることがあり、乱用を続けると止められなくなり、心身の健康に深刻な影響を及ぼすことを理解できるようにする。その際、覚醒剤を含む薬物乱用は法律で厳しく規制されていることにも触れるようにする。

シンナーなどの有機溶剤の乱用は減少傾向

### 【中学校 学習指導要領解説 保健体育編(P212)】

薬物乱用については、覚醒剤や大麻を取り上げ、摂取によって幻覚を伴った激しい急性の錯乱状態や急死などを引き起こすこと、薬物の連用により依存症状が現れ、中断すると精神や身体に苦痛を感じるようになるなど様々な障害が起きることを理解できるようにする。

また、薬物乱用は、個人の心身の健全な発育や人格の形成を阻害するだけでなく、社会への適応能力や責任感の発達を妨げるため、暴力、非行、犯罪など家庭・学校・地域社会にも深刻な影響を及ぼすこともあることを理解できるようにする。

危険ドラッグ等についての取扱いはない

## 2 薬物乱用防止に関する施策等から

### 学習指導要領における「薬物乱用防止」に関する内容

#### 【高等学校学習指導要領解説 保健体育編・体育編(P202)】

コカイン、MDMAなどの麻薬、覚醒剤、大麻、など、薬物の乱用は、心身の健康、社会の安全などに対して深刻な影響を及ぼすことから、決して行ってはならないことを理解できるようにする。その際、危険ドラッグの問題があることにも適宜触れるようにする。

また、薬物乱用を防止するには、正しい知識の普及、健全な価値観や規範意識の育成などの個人への働きかけ、及び法的な規制や行政的な対応など社会環境への対策が必要であることを理解できるようにする。

その際、薬物乱用の開始の背景には、自分の体を大切にする気持ちや社会の規範を守る意識の低下、周囲の人々からの誘い、断りにくい人間関係、インターネットを含む薬物を手に入れやすい環境などがあることにも適宜触れるようにする。

保健学習+薬物乱用防止教室

## 2 薬物乱用防止に関する施策等から

### みんなでつくるせとうち田園都市・香川 実現計画(令和3年) より

#### 【現状と課題】

薬物乱用問題は、薬物の多様化や、中高生の薬物乱用など**低年齢化**が懸念されています。特に、若年層に対しては、**大麻の乱用**が拡大している傾向にあるため、より効果的な広報啓発活動を行うことが必要です。

#### 【薬物乱用の防止の推進】

薬物乱用を根絶する社会環境を作るため、各種広報活動、香川県麻薬・覚醒剤・シンナー禍対策推進委員等を通じた啓発活動、**薬物乱用防止教室**やキャンペーン等を実施するとともに、薬物の再乱用を防止するため、保健所、精神保健福祉センターなどによる相談事業や薬害教育に取り組みます。

### 3 香川県における薬物乱用防止教室の開催状況

令和4年度における薬物乱用防止教室の開催状況（公立）

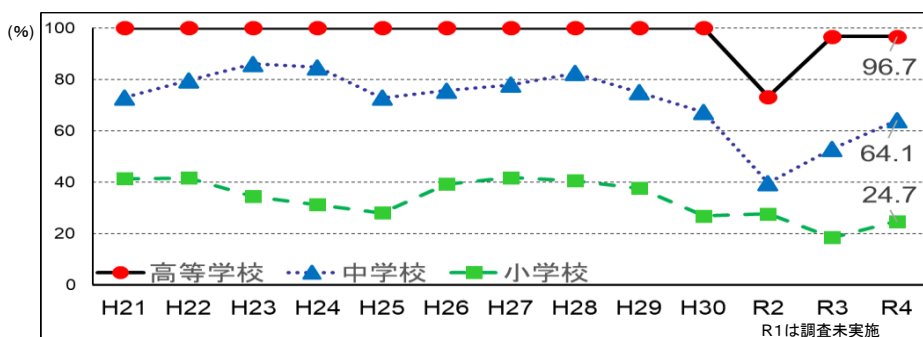
学校種別	学校数	開催校 (校)	未開催校 (校)	開催率 (%)
小学校	150	37	113	24.7
中学校	64	41	23	64.1
高等学校	30	29	1	96.7

○すべての**中学校**及び**高等学校**は、薬物乱用防止教室を学校保健計画に位置付け、**年1回は開催**すること。

○地域の実情に応じて**小学校**においても**開催に努める**こと。

### 3 香川県における薬物乱用防止教室の開催状況

「薬物乱用防止教室」の開催状況の推移（公立）



○感染症の影響により、ここ数年は開催が難しい状況であったが、今後は、**年1回の開催を目指したい!**

○将来を担う子供が、広がる薬物乱用により健康的な生活を見失い、**夢や希望を果たせなくなるようなことがあってはなりません。**

## 4 薬物乱用防止教育に関する事業等

### 薬物乱用防止啓発訪問事業

・近年、覚醒剤、大麻、危険ドラッグ等の違法薬物の乱用が拡大し、特に若年層における薬物乱用の広がりは大変深刻です。若い世代やその保護者、指導者層などに対して、薬物乱用の危険性を周知徹底するとともに、薬物乱用による弊害を正しく認識することや自分の大切さに気付き、薬物乱用の誘いを断れる的確な判断力を養うことを目的に据え、本事業を実施します。

学校の実情に合わせた活用を!

申込・問い合わせ

#### ■薬物乱用防止啓発事業事務局

公式ホームページ

【 URL 】 <https://www.dinfo.net/> 申込は公式ホームページ内専用フォームから  
問い合わせ(受付時間 10:00-18:00 土日・祝祭日を除く)

【 TEL 】 03 5330 3043 【 FAX 】 03 5330 3377

【メール】 [jimukyoku@dinfo.net](mailto:jimukyoku@dinfo.net)

【住所】 〒164-0011 東京都中野区中央 291 サンロータスビル3階

※(参考)「薬物乱用防止啓発事業について」令和5年3月9日事務連絡にて各学校に周知

## ◆薬物乱用防止教育に関する参考資料

#### ◆ビデオ・DVD・動画教材

- ・「ストップ・ザ・薬物」小学校用〔日本学校保健会〕
- ・「NO!脳からの警告」中学校用〔日本学校保健会〕
- ・「なくした自由」高等学校用〔日本学校保健会〕
- ・「未来があるから!～薬物に“NO”という生き方～」高等学校用
- ・たった一度の過ちが あなたの一生を台無しに ストップ・違法薬物!  
〔政府インターネットテレビ〕

#### ◆指導者用教材

- ・喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料  
小学校編、中学校編、高等学校編〔日本学校保健会〕

#### ◆その他資料

- ・薬物乱用防止啓発訪問事業〔厚生労働省〕
- ・薬物乱用防止に関する情報〔厚生労働省〕  
([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iyakuhin/yakubuturanou/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/yakubuturanou/index.html))
- ・子供のまわりには危険がいっぱい(リーフレット)〔厚生労働省〕〔文部科学省〕



令和5年度

学校における薬物乱用防止教室の進め方  
(手引き)

香川県教育委員会

参考

「薬物乱用防止教室マニュアル〈平成26年度改訂〉」

財団法人 日本学校保健会（平成27年3月発行）

# 1 薬物乱用防止教室の位置付け

平成30年8月に薬物乱用対策推進会議から出された「第五次薬物乱用防止五か年戦略」では、児童生徒が、薬物乱用の危険性・有害性について正しい知識を持ち、薬物乱用を拒絶する規範意識を向上させることができるよう、小学校、中学校及び高等学校における指導・教育内容の充実を図るとともに、指導者が、科学的知見に基づいた適切な指導・教育方法を修得するよう研修を行うなどの必要があるとされている。

## 「第五次薬物乱用防止五か年戦略」（抜粋）

### 【薬物乱用防止教育の内容の充実強化】

学校における薬物乱用防止教育は、小学校の体育科、中学校及び高等学校の保健体育科、特別活動の時間はもとより、道徳、総合的な学習の時間等の学校の教育活動全体を通じて指導が行われるよう引き続き周知を図る。

### 【薬物乱用防止教室の充実強化】

薬物乱用防止教室は、学校保健計画に位置付け、すべての中学校及び高等学校において年1回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努める。

薬物等に関する専門知識を有する警察職員、麻薬取締官、学校薬剤師、矯正施設職員、保健所職員、税関職員等が連携し、学校等における薬物乱用防止教室を充実強化する。

なお、国及び都道府県において開催する研修会の充実等教員研修の機会が拡充され、薬物乱用防止に関する指導に当たる教員の指導力が向上していることを踏まえ、「薬物乱用防止教室」の講師として教員の活用も考えられる。

## 「薬物乱用防止教育の充実について（通知）」（抜粋）

（平成25年9月27日付文科ス第379号）

「薬物乱用防止教室」は、学校保健計画において位置付け実施するものとし、薬物等に関する専門的な知識を有する外部講師による指導が望ましいものの、国や教育委員会等が開催する研修会等において研修を受けた薬物乱用防止教育に造けいの深い指導的な教員の活用も考えられる。

## 2 薬物乱用防止教室開催の手順

<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="background-color: black; color: white; padding: 5px 15px; border-radius: 10px;">企画</div> <div style="font-size: 2em;">▶▶</div> <div style="background-color: black; color: white; padding: 5px 15px; border-radius: 10px;">打ち合わせ</div> <div style="font-size: 2em;">▶▶</div> <div style="background-color: black; color: white; padding: 5px 15px; border-radius: 10px;">準備</div> <div style="font-size: 2em;">▶</div> </div>			
学 校 内	<p>学級担任、教務主任、保健主事や養護教諭などを中心に、薬物乱用防止教育の一環として「薬物乱用防止教室」を企画する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・どんなテーマで</li> <li>・いつ</li> <li>・だれを講師に</li> <li>・学校側の責任者は</li> </ul>	<p>「薬物乱用防止教室」の実施に向けて、全教職員の共通理解を図り、事前指導等について話し合う。また、「保健」の教科書や薬物乱用防止教育にかかわるビデオ、パンフレットなどの資料を準備し、薬物乱用防止教室の講師予定者との打ち合わせに備える。</p>	<p>当日児童生徒に配布する資料や使用する視聴覚機材を準備する。</p> <p>必要な場合には実態調査、事前学習・事前指導などを行う。</p> <p>運営、司会、記録、講師の補助など、教員間での役割分担をする。</p>
関 係 者 と の 調 整	<p>「薬物乱用防止教室」の企画に合わせて、関係機関に講師の派遣を依頼する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前打診</li> <li>・正式依頼状送付</li> <li>・打合せ日程調整</li> </ul>	<p>「薬物乱用防止教室」の講師予定者と当日の運営方法や指導内容等について打ち合わせを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・詳細な日程</li> <li>・講師と学校の役割分担</li> <li>・準備品等</li> </ul>	<p>講師の送迎方法、資料や視聴覚機材についての最終確認を行う。</p> <p>講師と教員との役割分担についても確認する。</p>

### ポイント

- 1 学校側が主体となって企画・運営を行う。
- 2 生徒指導担当や保健体育科教師だけでなく、全教職員の共通理解のもとにすすめる。
- 3 保護者への広報、啓発活動を同時に行うと効果的である。多くの場合は、講師の話を保護者と一緒に聞くことが望ましいが、講義・講演の進め方が児童生徒を対象としている場合があるので講師の意向を事前に確認する。
- 4 関係者、関係機関との継続した連携体制へ発展させる。
- 5 年度始めの職員会議で、「学校保健計画」に基づき「薬物乱用防止教室」の開催予定を周知する。

<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="background-color: black; color: white; padding: 5px 15px; border-radius: 10px;">▶ 教室実施 ▶▶</div> <div style="background-color: black; color: white; padding: 5px 15px; border-radius: 10px;">事後指導 ▶▶</div> <div style="background-color: black; color: white; padding: 5px 15px; border-radius: 10px;">評価まとめ</div> </div>		
<p>児童生徒を「薬物乱用防止教室」の実施場所に誘導し、「薬物乱用防止教室」の趣旨の説明、講師の紹介等を行う。</p> <p>事前の役割分担に基づいて運営責任者を中心に「薬物乱用防止教室」を実施する。</p>	<p>「薬物乱用防止教室」の実施後、保健、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間に関連した授業や指導を行う。</p> <p>「薬物乱用防止教室」に参加した児童生徒に、内容に対する疑問や質問を聞いたり、感想をまとめたりさせるとよい。</p>	<p>「薬物乱用防止教室」を実施した成果や課題について担当者で話し合い、今後の薬物乱用防止教育や次年度の「薬物乱用防止教室」の参考とする。</p> <p>また、この結果を全教職員に周知する。</p>
<p>講師との最終確認を行い、「薬物乱用防止教室」を実施する。</p> <p>常に講師の補助が行える体制を整え、講師の指示に適宜対応する。</p>	<p>講師に「薬物乱用防止教室」を実施についての感想などをたずねるとともに児童生徒の授業の感想などをまとめ、運営上の課題や児童生徒の事後指導などについて話し合う。</p>	<p>講師及び講師の所属先に礼状を出し、今後の協力を依頼する。</p> <p>また、必要に応じて「薬物乱用防止教室」のまとめや児童生徒の感想文なども送付する。</p>
		<b>学 校 内</b>
		<b>関 係 者 と の 調 整</b>

### 講師との確認事項

- 1 児童生徒及び家庭や地域の実態。
- 2 学校における薬物乱用防止教育、健康教育や生徒指導の取組みの現状。
- 3 講師を依頼した理由、期待する内容、教育活動の中での位置付け。
- 4 学校側の責任者、連絡担当者、連絡方法。

### 3 薬物乱用防止教室開催の留意点

#### ① 講師の専門性が十分に生かされるよう工夫する。

警察職員、麻薬取締官・員OB、医師、薬剤師、薬務行政の担当者など、それぞれの専門性が十分生かせるような指導形態の工夫を行い、教員と十分な連携のもと「薬物乱用防止教室」を実施する。

#### ② 学校における薬物乱用防止教育の一環として行う。

保健、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等に学級担任、教科担任や保健主事などが中心となって薬物乱用防止教育の一環として企画するものであり養護教諭など、より専門的立場から豊富な知識や経験に基づいた指導を仰ぐ。

#### ③ 薬物乱用を始めさせないことを主なねらいとする。

児童生徒に薬物乱用を始めさせないことを主たるねらいとし、すでに薬物の乱用経験のある子供に対しては、別途指導を行うことを原則とする。

#### (1) 対象とする児童生徒

「薬物乱用防止教室」は、小・中・高等学校のすべての児童生徒を対象とする薬物乱用防止教育の一環として実施されるもので、その学校やその地域に現在薬物にかかわる問題があるかどうかで、実施するか否かを定めるものではない。

なお、小学校低学年は発育・発達段階から見て専門性を有する講師よりも学級担任による指導の方が効果的と考えられるので、「薬物乱用防止教室」は、原則として小学校高学年以上からと考えてよい。

#### (2) 講師

警察職員、麻薬取締官・員OB、学校医等医師、学校薬剤師等薬剤師、薬務行政の担当者、大学などの研究者、薬物乱用防止教育に関する研修を受けた薬物乱用防止について指導的立場にある教員などが講師の対象である。ただし、それぞれの専門性は備えていても薬物乱用防止問題に関して必ずしも専門家ではない場合もあるので、事前に薬物乱用防止問題に関する専門性について十分調べ、話し合った上で講師を決定すること。

## 【薬物依存症の社会復帰施設職員を講師にする場合】

薬物依存症の社会復帰施設職員には自分自身が薬物乱用の経験者（更生者、回復途上の者）である職員が含まれる。薬物乱用経験者の体験談は貴重であり、特に薬物乱用のハイリスクグループを含む高校生などには強い印象を与えるが、場合によっては児童生徒が薬物乱用経験者の生き方や薬物の持つ興奮作用に興味をもったり、また乱用をやめることができずにいる多数の薬物依存者が存在することに気付かず、薬物乱用問題の深刻な側面を軽視したりする危険性がある。

また、学校の対応によっては講師として招いた薬物乱用経験者の人権を傷つけるケースも考えられる。

したがって、本当に薬物乱用者の体験談がその学校の薬物乱用防止教育にとって必要で意義のあることなのかどうかを十分に検討することが大切である。薬物依存症の社会復帰施設職員は児童生徒の教育の専門家ではないので、小学生や中学生の発達段階を踏まえると講師の話す内容を十分理解できない可能性が高いことを考慮すべきである。

また、講師と事前に学校や生徒の現状などについて打ち合わせを行うとともに、事後指導をしっかりとすることが重要である。

### （３）開催数

保健、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等において実施し、相互に学習内容の関連性をもてるようにするとともに、どの学年においても年1回は受講できることが望ましい。既に全体的な年間の学校保健計画に基づいて、学年ごとに喫煙、飲酒、薬物乱用などテーマを定めて実施している場合は、それぞれのテーマの中で発育・発達段階に応じて喫煙、飲酒、薬物に共通する依存や耐性の問題に十分触れるようにする。

講師を招くことから、通常、学校単位、学年単位で実施することが多いと思われるが、可能なら学級単位、あるいは2学級合同などの少人数で複数回実施するとより効果的である。

### （４）開催時期

保健、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等での薬物乱用にかかわる指導との関連性、継続性を考慮し、最も適切な時期を決める。空調設備のない体育館などに大勢の児童生徒を集めて実施する場合には、夏や冬の条件の悪い季節を避けるなど十分な配慮が必要である。

### （５）開催場所

校内の教室、会議室、体育館などを使って行うことが一般的であるが、場合によっては地域の公共施設を活用することも考えられる。また、警察署や大学、病院や行政機関等に出向いて、その施設内で受講することも検討するとよい。

また、児童生徒にできるだけ無理な姿勢を取らせることなく、資料を見たりメモを取ったりすることが可能な場所を確保することが大切である。

## 4 講師を依頼された人のために

### (1) 薬物乱用防止教育に必要な内容

- ①薬物乱用は限られた人や特別な場合の問題ではなく、誰の身近にも起こりうる問題であることが明快に述べられること。
  - ・児童生徒は、さまざまな手口で薬物乱用が広められようとしている社会で生きていかななくてはならない。
- ②「乱用される薬物は、使用する事はもちろん、所持することも禁止されている。」という曖昧さのないメッセージが必ず含まれること。
  - ・乱用される薬物は法律によって使用のみならず所持も禁止されており、良いか悪いか個人で判断する問題ではない。
- ③教師が伝えたい内容で一方的に構成するのではなく、対象となる児童生徒の興味・関心や理解力など、発育・発達段階を十分考慮した内容や指導方法であること。
  - ・分かりやすい例や楽しい雰囲気が学習効果を上げる。
  - ・青少年期の児童生徒特有の反抗心や好奇心、自己顕示欲などに基づく行動の特性を十分理解することが必要である。
- ④害や怖さのみを強調するのではなく、「薬物等の誘惑に負けない気持ちをもつことが充実した人生につながる。」という積極的なメッセージが含まれること。
  - ・児童生徒への信頼や期待を基本に、よりよく生きてほしいという願いを表現することが、児童生徒の共感を呼ぶ。
- ⑤児童生徒がおかれている地域や家庭環境を非難したり、酒やたばこを販売する職業を悪と決めつけたりすることはしないなど、児童生徒や家庭を傷つける可能性のある内容は避けること。
  - ・問題を児童生徒に押しつけるのではなく、一緒に考えるといった姿勢が大切である。

## (2) 薬物乱用防止教育において配慮が必要な情報

### ①薬物乱用に関する行動について「いいわけ」の口実を教えるような情報。

- ・薬物乱用の「いいわけ」の口実を教えるような情報は不適切である。

### ②乱用される薬物の入手方法や使用方法を教えるような情報。

- ・乱用される薬物の入手方法、使用方法に触れる必要はない。

### ③薬物乱用者や薬物依存の患者の治療、更生、社会復帰のための情報。

- ・薬物乱用を経験したスポーツ選手やタレントが、更生を自ら語る内容のビデオ教材（第二次、第三次予防のための教材）は、児童生徒に簡単に薬物依存から抜け出すことができるというようなイメージを与えることがあるので、第一次予防を主とする学校の薬物乱用防止教育では注意が必要である。

### ④「合法ドラッグ」、あるいは「薬物乱用とは何回も繰り返し薬物を使用することである。」などの誤解を与える可能性のある情報。

- ・法律で厳しく規制されている依存性薬物には、“ソフト”なものはない。危険性、有害性が高く、1回の使用でも乱用である。

### ⑤「薬物を使用するか否かは本人(子ども)自身が決めることである。」などという表現が使われている情報。

- ・児童生徒だけでなく、大人にとっても、薬物乱用は自分で責任を持てば許されるという行為ではない。児童生徒が、依存性薬物を乱用するか否かを決めることはできないことを明確に伝えることが必要。



## 5 薬物乱用防止教室開催の内容、対象、指導講師の例

内 容	対 象	指 導 者
<b>薬に関わる基礎知識</b>		
●身の回りのくすり	小学校中学年以上	医師、薬剤師、看護師、保健師、研究者など
●くすりはたらき		
●くすりの正しい飲み方		
●心と体とくすり		
<b>薬物乱用・依存の成り立ち</b>		
●薬物と体	小学校高学年以上	医師、薬剤師、看護師、保健師、研究者、青少年補導員、警察職員、麻薬取締官・員OB、薬務行政の担当者など
●薬物と乱用		
●薬物乱用の現状		
<b>喫煙、飲酒、薬物乱用の心身への影響</b>		
●喫煙と健康（受動喫煙を含む）	小学校高学年以上	医師、薬剤師、看護師、保健師、研究者、青少年補導員、警察職員、麻薬取締官・員OB、薬務行政の担当者など
●飲酒と健康		
●有機溶剤（シンナー）の害	中学校以上	
●覚せい剤の害		
●大麻の害		
●薬物乱用者と依存の悪循環	高等学校以上	
●麻薬やその他薬物の害		
<b>薬物乱用と社会的問題</b>		
●青少年期と薬物乱用	中学校以上	医師、薬剤師、研究者、青少年補導員、警察職員、麻薬取締官・員OB、薬務行政の担当者、社会復帰施設職員など
●薬物乱用者の人生		
●薬物関連の事件・事故		
<b>薬物乱用防止の対策</b>		
●法律による規制と取り締まり	中学校以上	警察職員、麻薬取締官・員OB、家庭裁判所職員、保護監察官・保護司、研究者など
●薬物乱用者・依存者の治療		
●薬物乱用を許さない社会づくり		
<b>意思決定能力の育成</b>		
●誘いを断る	全校種・全学年	研究者（教育学関係）など 青少年補導員など
●仲間のために出来ること		
●薬に頼らない生き方		
●誘惑を見破る		

薬物乱用防止教室 講師依頼先一覧

	機 関 名	所 在 地	連絡先電話番号
1	四 国 厚 生 支 局 麻 薬 取 締 部	〒760-0019 高松市サンポート3番33号	(087) 811-8910
2	香 川 県 健 康 福 祉 部 薬 務 課	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号	(087) 832-3300
3	東 讃 保 健 所 衛 生 課	〒769-2401 さぬき市津田町津田930番地2	(0879) 29-8270
4	小 豆 保 健 所 衛 生 課	〒761-4121 小豆郡土庄町湊崎甲2079-5	(0879) 62-1374
5	中 讃 保 健 所 衛 生 課	〒763-0082 丸亀市土器町東八丁目526	(0877) 24-9964
6	西 讃 保 健 所 衛 生 課	〒768-0067 観音寺市坂本町七丁目3番18号	(0875) 25-4383
7	東 か が わ 警 察 署 生 活 安 全 ・ 刑 事 課	〒769-2601 東かがわ市三本松1723番地2	(0879) 25-0110
8	さ ぬ き 警 察 署 生 活 安 全 課	〒769-2101 さぬき市志度1028番地1	(087) 894-0110
9	高 松 東 警 察 署 生 活 安 全 課	〒761-0702 木田郡三木町大字平木56番地4	(087) 898-0110
10	小 豆 警 察 署 生 活 安 全 ・ 刑 事 課	〒761-4421 小豆郡小豆島町苗羽甲1351番地1	(0879) 82-0110
11	高 松 北 警 察 署 生 活 安 全 課	〒760-8511 高松市西内町2番30号	(087) 811-0110
12	高 松 南 警 察 署 生 活 安 全 課	〒761-8511 高松市多肥上町1251番地8	(087) 868-0110
13	坂 出 警 察 署 生 活 安 全 課	〒762-0011 坂出市江尻町1204番地1	(0877) 46-0110
14	高 松 西 警 察 署 生 活 安 全 課	〒761-2305 綾歌郡綾川町滝宮1332番地1	(087) 876-0110
15	丸 亀 警 察 署 生 活 安 全 課	〒763-0055 丸亀市新田町1番地7	(0877) 22-0110
16	琴 平 警 察 署 生 活 安 全 課	〒766-0003 仲多度郡琴平町五條620番地1	(0877) 75-0110
17	三 豊 警 察 署 生 活 安 全 課	〒767-0011 三豊市高瀬町下勝間2335番地1	(0875) 72-0110
18	観 音 寺 警 察 署 生 活 安 全 課	〒768-0066 観音寺市昭和町2丁目1番55号	(0875) 25-0110